

平成 18 年 4 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

位田周平  
 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 年金数理人  
 社団法人日本アクチュアリー会副理事長  
 元大蔵省（当時）企業会計審議会年金部会幹事

実務対応報告公開草案第1号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」にかかる意見について

実務対応報告公開草案第1号にかかる意見を下記により提出させていただきますので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

なお、以下の意見は、すべて私個人の見解であり、所属団体とは一切、関係はありませんので、お断りさせていただきます。

#### 記

#### I. 厚生年金基金の代行部分の会計処理にかかる私の意見

以下の取扱いとすることが適正と考えます。

- ・厚生年金基金の代行部分について、現行どおり、退職給付会計の対象とする
- ・代行部分の退職給付債務は、PBOから最低責任準備金で評価する方式に変更する
- ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価の一定基準を下回った場合に政府から交付される交付金（以下、交付金という）については、退職給付費用から控除する取扱いとはしない

#### II. その理由、背景等

##### 1. 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 10 年 6 月）」公表時の取扱い

当時の厚生年金基金の代行部分の財政運営は、一定の上下限を持つ免除保険料が適用され、最低責任準備金は、いわゆる現価方式（今回の交付金算定の基礎となる過去期間代行給付現価と同じ方式）に基づき算定されていた。

この方式の下では、次の 3 つの要素により発生する事後的な後発債務はすべて事業主の負担となっており、このような運営の下では、代行部分の会計上の債務は、退職給付債務（PBO）で評価するという取扱いは適正なものであったと考える。

① 代行部分の給付に必要な財政上の費用は、実際には基金毎に異なるが、上下限を持つ免除保険料が適用されていたことにより、基金毎の代行費用（本来、必要な費用）が免除保険料の上下限を超える基金では、代行部分の財政上の費用負担に過不足が生じることになる。当該過不足は、すべて事業主の負担（またはマイナスの負担）となっていた。

- ② 免除保険料率は、将来期間の給付に必要な費用として、厚生年金保険法改正の都度算定されるため、平均余命の伸長や加入員の平均年齢の上昇により発生する追加コストのうち、将来期間分は免除保険料に反映されるが、過去期間（加入員の最低責任準備金計算時点までの加入期間および受給者分）にかかる後発債務（この要素により発生する最低責任準備金増加額）はすべて事業主の負担となっていた
- ③ 免除保険料率および最低責任準備金の算定に使用する予定利率は、一律 5.5%とされていたため、代行相当資産から発生する実際の運用利回りと予定利率（5.5%）との差による過不足はすべて事業主の負担（またはマイナスの負担）となっていた

## 2. 免除保険料率凍結解除後（平成 17 年 4 月以降）の取扱い

免除保険料率の凍結解除に伴い、最低責任準備金の算定方法は、平成 11 年 10 月以降、暫定的に適用されていた過去法（いわゆるコロガシ計算）が、凍結解除後も、継続して適用する方式として確定した。そして、継続基準上においても、事業主の代行部分にかかる債務は、数理債務から最低責任準備金に変更された。

この取扱いの下では、前述した 3 つの要素による後発債務は、以下に記載の通り、事業主の負担とはならないことが確定し、事業主にとって、代行部分については、当該最低責任準備金を超える事後的な負担は発生しないこととなった。

これらの点を勘案すると、代行部分の会計上の債務の評価方法は、最低責任準備金とすることが適正なものになったといえる。

- ① 免除保険料率の上下限は凍結解除後、大幅に拡大されたが、基金によっては、個別に算定した当該基金の代行部分の財政上の費用が免除保険料率の上下限を依然として超える場合も考えられる。

しかし、最低責任準備金は過去法で算定されるため、免除保険料率の上下限を超える部分の費用は、基金の債務にはならず、従って、事業主の事後的な負担（またはマイナスの負担）ともならない

- ② 免除保険料率の算定の考え方は、従前と変わらないが、最低責任準備金は過去法で算定されるため、平均余命の伸長や加入員の平均年齢の上昇により発生する過去期間（加入員の最低責任準備金計算時点までの加入期間および受給者分）にかかる後発債務は、事業主の負担とはならず、国が負担すべき債務となる

- ③ 免除保険料率の算定に使用する予定利率は、凍結解除後 3.2%に大幅に引き下げられたが、最低責任準備金は過去法で算定され、その際の付利利率は、厚生年金保険本体の運用実績による利率が適用される。これは、代行相当資産は、3.2%での運用義務が課せられるのではなく、厚生年金保険本体利回りが目標利回りになることを意味している。

厚生年金保険本体の資産運用のポートフォリオは、ローリスク型のものであり、厚生年金基金の平均的なポートフォリオは、中長期的には厚生年金保険本体の運用利回りは十分確保できるといえ、従来のような足元の運用環境とは無関係の一一律の予定利率が運用目標となるような運用リスクは、事業主には課せられない。

また、平成 11 年 9 月 14 日付で、日本公認会計士協会会計制度委員会から「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）について」が公表されており、そのなかの結論の背景で、厚生年金基金の代行部分の取扱いについて、次の記載がある。

「凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ぼないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。」

当該実務指針は、日本公認会計士協会から公表されたものであり、現在は企業会計基準委員会に検討の場が移ってはいるが、前述のとおり、凍結解除後は、代行部分にかかる事後的な負担は事業主には及ぼないという制度改革が実施されており、日本公認会計士協会の公表した実務指針の趣旨も十分勘案のうえ、見直しを行なうべきと考える。

### 3. 厚生年金基金の財政運営基準について

平成 17 年 4 月より、厚生年金基金の代行部分にかかる財政運営基準の抜本的な改正が施行された。これにより、基金の貸借対照表において計上する代行部分の債務額は、従来の数理債務から過去法に基づく最低責任準備金に変更された。

従来の数理債務による評価方法では、代行部分の債務としては過大計上になるため、貸借対照表における代行部分の債務として適正な額となるように、厚生年金基金の財政運営基準の改正が行なわれたものである。

健全な年金財政の運営を目的として定められた財政運営基準と、企業の経営状態を適正に開示することを目的として定められた企業会計基準では、債務の評価方法に相違があるのは当然である。しかし、今回の法改正により事業主の負担する債務の基本的仕組みが変更され、財政運営基準の見直しが行なわれたものであり、もう一方の会計基準においても、事業主の負担する債務の範囲が変更になった以上、見直しは当然行なわれるべきであると考える。

しかし、今回の公開草案では、代行部分の債務の評価方法については、「なお検討を要する」として結論を先送りする内容となっている。このような取扱いでは、厚生年金基金を設立している企業の財務諸表は、適正な開示とはならなくなると懸念される。

### 4. 交付金の会計処理について

改正後の財政運営基準においては、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の一定基準を下回った場合に政府から交付される交付金は、年金資産の増加要素となるが、同時に最低責任準備金の増加要素ともなる取扱いであり、事業主の負担としては、実質的に、増加要素でも減少要素でもなく、中立的なものといえる。

従って、代行部分の会計上の債務を最低責任準備金とすれば、交付金を退職給付費用から控除する必要はなくなる。

厚生年金基金を設立した場合、厚生年金保険料のうち、代行部分の給付を賄うために必要な費用（免除保険料）は国に納付せず厚生年金基金に積立てられるが、これは、厚生年金保険料を全額国に拠出した上で、代行給付を賄うために必要な費用を国から厚生年金基金に交

付されているものと見做すことも出来る。今回の交付金も、過去に交付された免除保険料の不足分を事後的に、国から厚生年金基金に交付されるものであり、免除保険料と同一の性格を持つものであるといえる。

代行部分の債務もPBOで評価するという考え方の下では、形式的には、今回の交付金は退職給付費用から控除するという取扱いになろう。しかし、上記の通り、今回の交付金は、実態的には、国が負担すべき代行部分の給付のため、免除保険料の不足分を事後的に基金に補填しているにすぎず、事業主の負担する退職給付費用とは異質のものである。

その額を退職給付費用から控除するという取扱いは、代行部分の債務をPBOで評価するという考え方には、そもそも無理があることを結果的に示すことになっていると思う。

なお、最低責任準備金を代行部分の退職給付債務とする取扱いにした場合、代行部分にかかる勤務費用は、当該年度に拠出予定の免除保険料相当額になると考えられる。

一方、交付金は、当該事業所の事業主および従業員が拠出した厚生年金保険料（免除保険料分は除く）が厚生保険特別会計にプールされ、概念上、その一部が、再度、厚生保険特別会計から厚生年金基金に交付されるものである。すなわち、一旦、過年度に人件費として費用計上した額が、単に、厚生保険特別会計を経由して代行給付に充てられているにすぎず、また、交付金が事業主の資産になっているものではなく、このような観点からも、退職給付費用から交付金を控除する必要はないといえる。

## 5. 専門家の利用について

日本公認会計士協会は、平成10年3月に「日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第14号（中間報告）専門家の業務の利用」を公表している。

ここでは、退職給付債務計算をはじめ、特定分野の高度な専門知識、技能を必要とする分野が増加しており、公認会計士がそのすべてについて精通することには限界があり、必要に応じて専門家を利用することが出来るとしており、その場合の基準を示している。

厚生年金基金制度の財政運営は、現在、非常に複雑なものとなっており、年金関係者にとっても難解なものになっていることは事実である。

前述の専門家の利用にかかる基準は、主に監査の際の取扱いを示したものであるが、今回の厚生年金基金の代行部分の会計処理について、基金財政の専門家である年金数理人、アクチュアリーの意見も、この基準の趣旨に則り、ご尊慮賜りますようお願い申し上げたい。

以上